平成２５年（フ）第１９２８号
大阪市北区大淀南３丁目11番21号　サンルージュ西梅田４Ｇ号室
債務者　橋本三季子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４２号
大阪府箕面市牧落５丁目19番10―509号
債務者　佐藤　敏和
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５９号
大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
債務者　宮川　欣也
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７号
山口県下松市大字西豊井1409番地９
債務者　菊池　和利
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３０号
長崎県佐世保市棚方町453番地24、旧住所佐賀県西松浦郡有田町原明甲2484番地８
債務者　福岡　惠子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
愛知県東海市加木屋町三ツ池１番地の２　Ｂ棟103号
債務者　森下美代子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５７号
名古屋市中区正木２丁目３番36号　浅井第２ビル504号
債務者　犬飼　良重
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２号
松江市東津田町1700番地２　タルミＢ番館202号、前住所島根県安来市佐久保町333番地
債務者　山田　　学（旧姓實重）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
松江市山代町547番地２小山５号
債務者　星　　美和
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
松江市山代町547番地２小山５号
債務者　星　　栄
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３８号
愛知県瀬戸市瘤木町32番地の27
債務者　加藤也寸生こと　加藤　康夫
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８７号
愛知県常滑市大谷字油田３番地の８
債務者　古川ゑみこ
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５号
岩手県遠野市早瀬町２丁目２番７号、旧住所宮城県登米市南方町照井312番地２　パールハイツ21―Ｄ号
債務者　糠森　春彦
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
茨城県日立市金沢町５丁目21番４号
債務者　島崎　雄大
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１８号
茨城県つくばみらい市南太田54番地19、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東33番地365
債務者　相澤　伸吾
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太1445番地１
債務者　広瀬　晴菜
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８４号
茨城県つくばみらい市伊奈東51番地35
債務者　髙橋　清美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係